レンタルプレス機サービス利用約款

ユーロポート株式会社

本約款は、ユーロポート株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するレンタルプレス機サービスをご利用いただく際の条件を定めるものです。お客様は、本サービスの申込みを行った時点で、本約款の内容に同意したものとします。

第 1 条（適用範囲）

1. 本約款は、当社がレンタル品として提供するプレス機本体および当社が指定する付属品（以下「レンタル機」といいます。）の貸出に適用されます。
2. 本約款と見積書、注文書、商品ページ、レンタル機貸出書その他当社が提示する条件が異なる場合は、別途明示された条件を優先するものとします。

第 2 条（レンタル対象機材）

1. レンタル対象となる機種、数量、付属品、レンタル期間、利用料その他条件は、見積書、注文内容、商品ページまたはレンタル機貸出書に記載するものとします。
2. 貸出機の付属品は、原則として専用ゴムマット、ゴムマットカバー、および当社がレンタル機貸出書に記載した付属品のみとします。消耗品、素材、作業台、工具、治具、転写紙、フィルム、ウェア等は、見積書または商品ページに明記がない限り含まれません。

第 3 条（レンタル期間）

1. レンタル期間は、見積書、注文内容または商品ページに定める期間とします。最低レンタル期間を設ける場合は、当該条件に従うものとします。
2.レンタル開始日はレンタル機がお客様指定場所へ到着した日、返却日はユーロポートに貸出機が到着した日を基準とします。ただし、当社が別途定める場合はその条件に従うものとします。
3. 返却予定日を過ぎて返送手続きが行われた場合、当社は所定の延長料金または遅延損害金を請求できるものとします。

第 4 条（利用料および費用負担）

1. お客様は、見積書、注文内容または商品ページに定めるレンタル利用料を、当社が指定する方法および期日までに支払うものとします。
2. 送料は、原則として双方負担といたします。ただし、当社が認めたレンタル機の自然故障等、当社側の事情により機材交換・回収等が必要となる場合の送料は、当社負担とします。
3. 消耗品は、お客様にてご用意ください。

4. レンタル機の使用に必要な電源、作業スペース、設置台、搬入経路、その他利用環境は、お客様の責任と費用負担により確保するものとします。

第 5 条（機材の状態確認と免責）

1. レンタル機は、新品または完全な状態を保証するものではありません。一部に外観の傷、汚れ、使用感等がある場合がございます。
2. 貸出時に「レンタル機貸出書」を同梱いたします。現在の機材状態、不具合箇所、付属品等については同書類に明記しておりますので、内容をご確認・ご了承の上でご使用ください。
3. 本来の「熱圧着」という主機能に致命的な支障をきたさない範囲の不具合、外観上の傷、汚れ、使用感等については、あらかじめご了承の上でご利用いただくものとし、これに伴う利用料の減額、返金または損害賠償には応じかねます。
4. 「レンタル機貸出書」に記載のない箇所の破損、故障、汚損、付属品の不足等が返却時に認められた場合は、お客様の過失によるものと判断し、修理実費、清掃費、部品代、再調達費用等を請求させていただく場合がございます。

第 6 条（引渡しおよび受領時確認）

1. お客様は、レンタル機の受領後、速やかに外観、付属品、動作状態およびレンタル機貸出書の内容を確認するものとします。
2. 不足、破損、動作不良、貸出書の記載内容との相違等がある場合は、受領後当日中に当社へご連絡ください。お客様からの連絡がないまま使用を開始した場合、レンタル機および付属品は正常に引き渡されたものとみなします。
3. 配送会社の事情、交通事情、天候、災害その他当社の責めに帰すことのできない事由による到着遅延について、当社は責任を負わないものとします。

第 7 条（利用上の注意）

1. レンタル機は当社にて調整の上出荷いたしますが、圧着の仕上がりについては、使用環境、温度・時間・圧力設定、使用資材、素材、デザイン、作業方法等により異なります。必ず本番圧着前にテスト圧着を行ってください。
2. レンタル機を使用して制作された成果物の品質、洗濯耐久性、色味、接着性、加工不良、納期遅延等により生じた損害について、当社は一切の責任を負いかねます。
3. レンタル機の転貸、譲渡、担保提供、分解、改造、当社が想定しない用途での使用は固く禁じます。
4. レンタル機は高温となる機材です。取扱説明書および当社の案内に従い、十分に注意してご使用ください。

第 8 条（機材の取り扱いと破損時の責任）

1. レンタル機は精密機械ですので、慎重な取り扱いをお願いいたします。

2. お客様の過失、誤った使用方法、不適切な設置、不適切な保管、または不適切な梱包による返送過程での破損・故障が認められた場合は、修理実費、清掃費、部品代、再調達費用等を別途請求させていただきます。
3. お客様は、レンタル機および梱包材を返却まで善良な管理者の注意をもって使用・保管するものとします。

第 9 条（破損・紛失）

1. お客様の不注意、誤った使用方法、不適切な梱包、管理不足等によりレンタル機が破損・故障した場合、当社は修理実費を請求させていただきます。
2. レンタル機または付属品の紛失、盗難、返却不能の場合、当社は製品の再調達価格（時価）相当額、または当社が合理的に算定した損害額を申し受けます。

第 10 条（返却）

1. お客様は、レンタル期間終了日までに、レンタル機および付属品を当社指定の方法により返却するものとします。
2. 返却時は、納品時の梱包材を使用し、輸送中に破損が生じないよう適切に梱包してください。梱包不備により破損・故障が発生した場合は、お客様のご負担となります。
3. 返却物に不足、破損、汚損等がある場合、当社は修理費、清掃費、部品代、再調達費用等を請求できるものとします。

第 11 条（延長利用）

1. レンタル期間の延長を希望する場合、お客様は返却予定日前までに当社へ連絡し、当社の承諾を得るものとします。
2. 在庫状況、次回貸出予定その他事情により、延長をお受けできない場合があります。
3. 当社の承諾なく返却が遅れた場合、当社は所定の延長料金または遅延損害金を請求できるものとします。

第 12 条（キャンセル）

1. お客様の都合により申込みをキャンセルする場合、キャンセルの時期、発送準備状況、出荷状況等に応じて、当社所定のキャンセル料、送料、手配済み費用等を請求する場合があります。
2. 出荷後のキャンセルについては、レンタル利用料、往復送料、返送費用その他発生済み費用をご負担いただく場合があります。

第 13 条（免責事項）

1. レンタル機の不足、故障、整備状況その他当社の都合により貸出ができない場合、当社は速やかにお客様へ通知するものとします。この場合において、当社は既に受領済みの利用料を返金する場合を除き、これによりお客様に生じた損害について責任を負わないものとします。

2. 配送上のトラブル、天候、災害、交通事情、運送会社の都合その他当社の責めに帰すことのできない事由による到着遅延について、当社は責任を負わないものとします。
3. 当社の責任は、当社に故意または重過失がある場合を除き、お客様が当該レンタルに関して実際に支払ったレンタル利用料の範囲を上限とします。

第 14 条（契約解除）

1. お客様が本約款に違反した場合、支払期日までに利用料を支払わない場合、虚偽の申告をした場合、その他当社が不適切と判断した場合、当社はレンタル契約を解除し、レンタル機の返却を求めることができるものとします。
2. 前項により契約が解除された場合でも、既に発生した利用料、送料、延長料金、修理費、損害賠償金その他費用の支払義務は消滅しません。

第 15 条（遅延損害金）

1. お客様が当社に対する金銭債務の支払いを遅延した場合、当社は支払期日の翌日から完済日まで、法令に定める範囲内で遅延損害金を請求できるものとします。

第 16 条（反社会的勢力の排除）

1. お客様は、自らまたは関係者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者に該当しないことを表明し、保証するものとします。
2. お客様が前項に違反した場合、当社は何らの催告を要せず契約を解除できるものとします。

第 17 条（個人情報・機密情報）

1. 当社は、本サービスの提供に必要な範囲でお客様の個人情報を取り扱います。
2. お客様および当社は、本サービスに関連して知り得た相手方の機密情報を、相手方の承諾なく第三者へ開示または漏えいしないものとします。

第 18 条（協議事項）

1. 本約款に定めのない事項または本約款の解釈に疑義が生じた場合、お客様と当社は誠意をもって協議し、解決するものとします。

第 19 条（準拠法および管轄裁判所）

1. 本約款は日本法に準拠します。
2. 本サービスに関して紛争が生じた場合、当社所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。